

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和5年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(以降、国保法と記す)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。(国保法第1条、第2条)</p> <p>市区町村(または国民健康保険組合)は、加入者から徴収した国民健康保険料と国庫負担金等の収入によって、保険加入者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う事業主(保険者)である。(国保法第2条、3条)</p> <p>[資格(被保険者)情報の管理に関する事務] 市区町村の区域内に住所を有する者は、当該市区町村の国民健康保険の被保険者となる。(国保法第5条)</p> <p>ただし、国保法第6条各号に該当する者は市区町村が行う国民健康保険の被保険者としないとされるが、その対象で無くなった場合は、現住所地において加入の手続きを行う必要がある。</p> <p>なお、学校等に修学のため他市町村へ居住している学生については、例外を除き、親元の市区町村の国民健康保険の適用を受けることができる。また、病院等への入院等の理由により、その病院等のある市区町村へ転入した場合は、元々住所を有していた市区町村における国民健康保険の被保険者とされる。</p> <p>上記に基づき、甲府市における資格管理において、以下の事務が行われ、番号法施行により、各種届出書、申請書へ個人番号の記載が求められることとなる。</p> <p>①転入等による資格取得届の受理、確認 ②被用者保険の喪失による資格取得届の受理、確認 (被用者保険の喪失年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会) ③転出による資格喪失届の受理、確認 ④被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 (被用者保険の加入年月日等を情報提供ネットワークシステムより照会) ⑤被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ⑥被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認および交付</p> <p>[保険料の賦課・徴収管理に関する事務] 市区町村における国民健康保険の事業費等については、市区町村にて国民健康保険特別会計を設けることとされており、国・都道府県・市区町村の負担金および世帯主からの国民健康保険料から成り立っている。その内訳については概ね以下の通りとされている。</p> <p>「所得又は住民税に比例した所得割／世帯当たりの平等割／加入人数による均等割」 これをもとに算定された保険料については、口座振替や市区町村から送付される納付書より市区町村に納付されることとなるが、65歳以上75歳未満の者のみで構成される世帯については、状態に応じ、年金等からの特別徴収(引き落とし)が行われる。(国保法第76条の3)</p> <p>上記に基づき、甲府市においては、以下の事務が行われている。</p> <p>①保険料の算定のための所得の把握 (被保険者の当該年度の1月1日の住所地が他市町村の場合は、所得情報を情報提供ネットワークシステムより照会) ②保険料の賦課 ③保険料の徴収方法の検討決定(特別徴収に係る) ④保険料決定(更正)通知書等の通知 ⑤保険料の減免、納付猶予等の申請受理および判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日(旧被扶養者に関する減免) ・雇用保険の受給資格、受給種別(非自発的失業者に関する軽減)等 ⑥保険料の徴収、未収金の徴収、徴収猶予及び滞納処分に関すること</p> <p>[給付管理に関する事務] 下記の給付に対し、市区町村では、各給付申請の受理、確認および支給の事務を行う。</p>

	<p><絶対的必要給付>※法定給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付(国保法第36条) ・入院時食事療養費(国保法第52条) ・入院時生活療養費(国保法第52条の2) ・保険外併用療養費(国保法第53条) ・訪問看護療養費(国保法第54条の2) ・移送費(国保法第54条の4) ・高額療養費(国保法第57条の2) ・高額介護合算療養費(国保法第57条の3) ・特別療養費(国保法第54条の3) <p><相対的必要給付(国保法第58条第1項により、必要に応じて給付)>※法定給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 ・葬祭費 ・葬祭の給付 <p>また、高額療養費や食事療養費の現物給付に関する限度額適用・標準負担額減額認定等の交付申請の受理、確認および交付の事務を行う。 ※それぞれの確認および支給について、世帯の所得状況に応じての各種療養費の支給額や療養の給付の一部負担割合、高額療養費・高額介護合算療養費の負担限度額の決定を行う。</p> <p><保健事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。 <p><診療所の開設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、甲府市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、甲府市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、甲府市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、 口座情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 別表第一 30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠): 42、43、44、45の項 (46は市町村長ではありません) (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第25,25の2,26の各条 (情報提供の根拠): 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,44の2,43,43の244,46,49,53,55の2の各条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	太田 ひろみ	高野 誠	事後	
平成29年10月2日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年10月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第42号、第44号	(情報照会) ・番号法第19条第7号 同法別表第2第42、43、44、45、46号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条	事後	
平成29年10月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第42号、第44号	(情報照会) ・番号法第19条第7号 同法別表第2第42、43、44項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、25の2、26条 (情報提供) ・番号法第19条第7号 同法別表第2第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109、119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、25、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59条の3	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第30号	・番号法第9条 別表第一 30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 同法別表第2 第42、43、44、45、46号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条 (情報提供) ・番号法第19条第7号 同法別表第2 第42号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条	番号法第19条第7項 別表第二 (情報照会の根拠): 42、43、44、45の項 (46は市町村長ではありません) (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第25,25の2,26の各条 (情報提供の根拠): 第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,44の2,43,44,46,49,53,55の2の各条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	高野 誠	国民健康保険課長	事後	
令和2年8月18日	I 1. ②事務の概要	～略～ <保険事業> ・保険事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。 <診療所の開設> ・直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。	～略～ <保険事業> ・保険事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。 <診療所の開設> ・直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月18日	I 1. ②事務の概要	<p>～略～</p> <p><保険事業> ・保険事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。 <診療所の開設> ・直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。</p>	<p>～略～</p> <p><保険事業> ・保険事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。 <診療所の開設> ・直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、甲府市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、甲府市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、甲府市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	
令和2年8月18日	I 3. 個人番号の利用	<p>・番号法第9条 別表第一 30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>	<p>・番号法第9条 別表第一 30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年8月18日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7項 別表第二 (情報照会の根拠): 42、43、44、45の項 (46は市町村長ではありません) (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第25.25の2.26の各条 (情報提供の根拠): 第1.2.3.4.5.10の2.11の2.12の3.15.19.20.25.33.44の2.43.44.46.49.53.55の2の各条</p>	<p>番号法第19条第7項 別表第二 (情報照会の根拠): 42、43、44、45の項 (46は市町村長ではありません) (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第25.25の2.26の各条 (情報提供の根拠): 第1.2.3.4.5.8.10の2.11の2.12の3.15.19.20.25.33.44の2.43.43の244.46.49.53.55の2の各条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和3年11月17日	I 1-1-②	<p>国民健康保険法(以降、国保法と記す)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。(国保法第1条、第2条) 市区町村(または国民健康保険組合)は、加入者から徴収した国民健康保険税(又は国民健康保険料)と国庫負担金等の収入によって、保険加入者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う事業主(保険者)である。(国保法第2条、3条)</p>	<p>国民健康保険法(以降、国保法と記す)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。(国保法第1条、第2条) 市区町村(または国民健康保険組合)は、加入者から徴収した国民健康保険料と国庫負担金等の収入によって、保険加入者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う事業主(保険者)である。(国保法第2条、3条)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	I-1-②	<p>～略～</p> <p>〔保険料の賦課・徴収管理に関する事務〕 市区町村における国民健康保険の事業費等については、市区町村にて国民健康保険特別会計を設けることとされており、国・都道府県・市区町村の負担金および世帯主からの国民健康保険料(税)から成り立っている。その内訳については概ね以下の通りとされている。</p> <p>「所得又は住民税に比例した所得割/世帯当たりの平等割/加入人数による均等割)」 これをもとに算定された保険料については、口座振替や市区町村から送付される納付書より市区町村に納付されることとなるが、65歳以上75歳未満の者のみで構成される世帯については、状態に応じ、年金等からの天引き(特別徴収)が行われる。(国保法第76条の3)</p>	<p>～略～</p> <p>〔保険料の賦課・徴収管理に関する事務〕 市区町村における国民健康保険の事業費等については、市区町村にて国民健康保険特別会計を設けることとされており、国・都道府県・市区町村の負担金および世帯主からの国民健康保険料から成り立っている。その内訳については概ね以下の通りとされている。</p> <p>「所得又は住民税に比例した所得割/世帯当たりの平等割/加入人数による均等割)」 これをもとに算定された保険料については、口座振替や市区町村から送付される納付書より市区町村に納付されることとなるが、65歳以上75歳未満の者のみで構成される世帯については、状態に応じ、年金等からの特別徴収(引き落とし)が行われる。(国保法第76条の3)</p>	事後	
令和3年11月17日	I-1-②	<p>～略～</p> <p><保険事業> ・保険事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。</p>	<p>～略～</p> <p><保健事業> ・保健事業及び特定健康診査・特定健康指導に関すること。</p>	事後	
令和3年11月17日	I-4-②	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年11月17日	I-5-①	国民健康保険課	健康保険課	事後	
令和3年11月17日	I-5-②	国民健康保険課長	健康保険課長	事後	
令和3年11月17日	I-7	甲府市 市民部国民健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月17日	I-8	甲府市 市民部国民健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月17日	II-1 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月17日	II-2 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年7月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年7月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	